

資料編

資料 1 航空機騒音調査状況写真



No.F001

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作業日	令和4年11月24日
五本松小学校屋上 機器設置前全景	



No.F002

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作業日	令和4年11月24日
五本松小学校 家庭科室 電源供給用壁コンセント	



No.F003

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作業日	令和4年11月24日
センサースタンド設置状況 マイクロホン及び航空機接 近検知識別装置	



No.F004

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年11月24日
航空機騒音自動測定器 DL-100/LE	



No.F005

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年11月24日
航空機騒音測定器 本体収納状況	



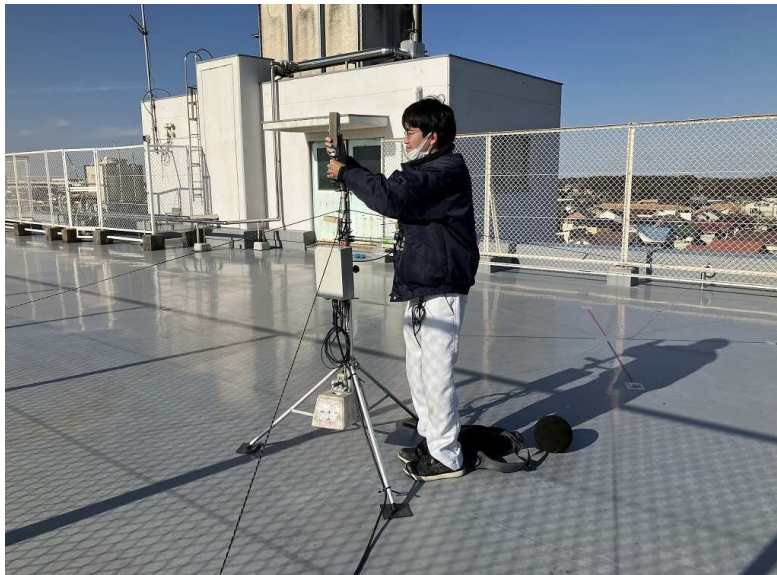
No.F006

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年11月24日
機器設置全景	



No.F007

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年12月8日
巡回時、測定器動作確認	



No.F008

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年12月13日
調査期間終了後 機器撤収作業 (音響校正器による 確認作業)	



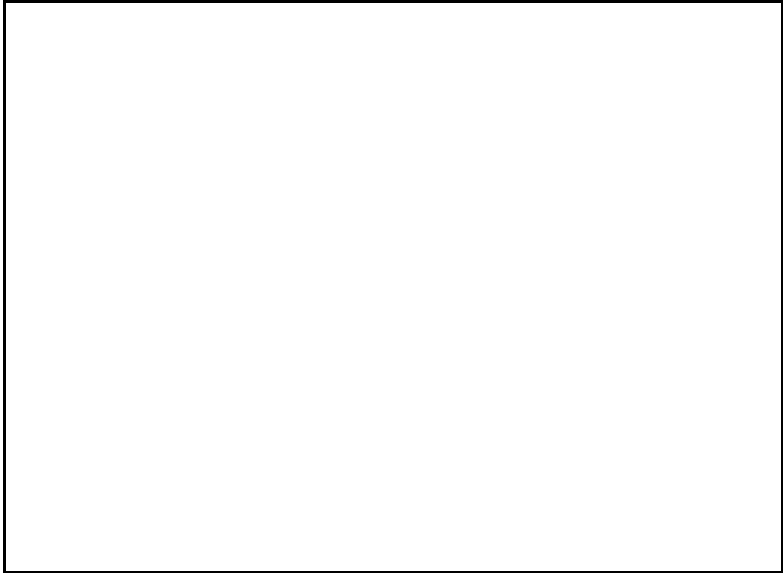
No.F009

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年12月13日
機器撤収完了 (家庭科室)	

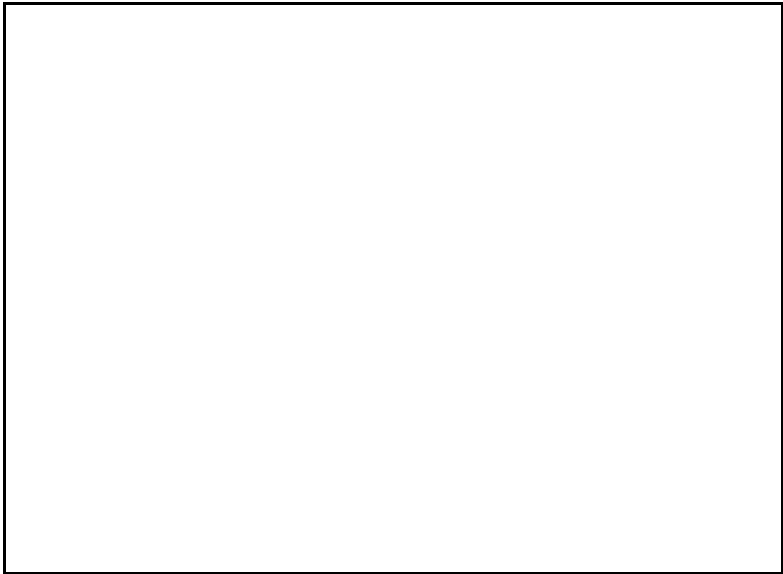


No.F010

工 種	令和4年度 下総飛行場周辺航空機 騒音実態調査業務委託
測 点	五本松小学校
作 業 日	令和4年12月13日
機器撤収完了 (屋上)	



No.F011



No.F012

資料2 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準について

[ホーム](#) > [環境基準・法令等](#) > [環境基準](#) > 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和48.12.27 環境庁告示第154号)

改正 平5環告91

改正 平12環告78

改正 平成19年環告114

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。
- 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- 評価は算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時か

ら午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち*i*日目の測定日の L_{den} をいう。

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	－
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5年以内	－
		B	10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
	成田国際空港			
	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

備考

1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

資料3 航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定

航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定

昭和 53 年 8 月 29 日 千葉県告示第 695 号
 改正 平成 3 年 11 月 29 日 千葉県告示第 1017 号
 改正 平成 8 年 4 月 1 日 千葉県告示第 441 号
 改正 平成 13 年 5 月 11 日 千葉県告示第 592 号
 改正 平成 25 年 2 月 22 日 千葉県告示第 70 号
 改正 平成 30 年 3 月 23 日 千葉県告示第 132 号

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定により航空機騒音に係る環境基準（昭和 4 8 年環境庁告示第 1 5 4 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

地域指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表第 1 に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域のうち別表第 2 に掲げる工業団地を除いた地域
II	別表第 1 に掲げる区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第 2 に掲げる工業団地

別表第 1

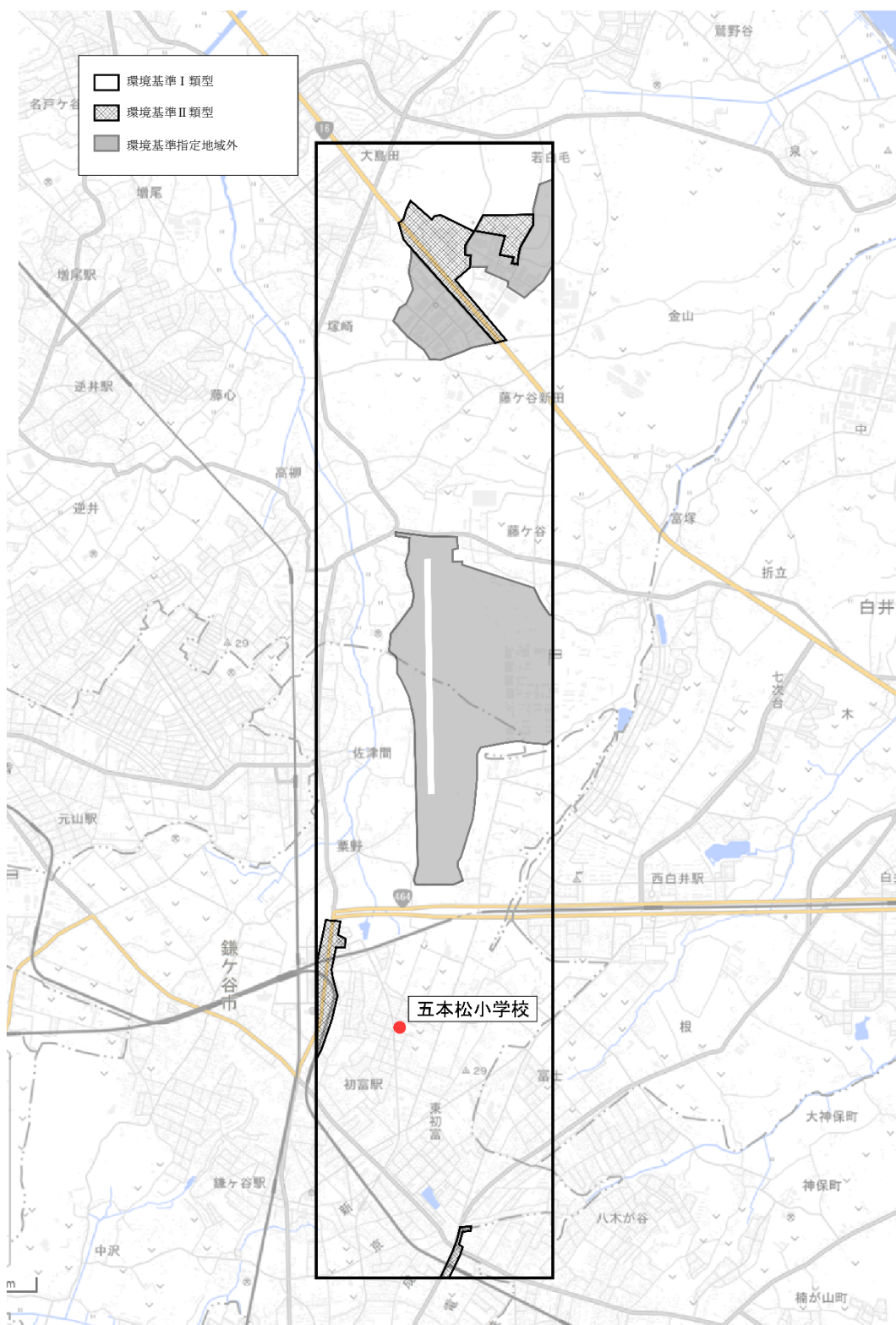
飛行場名	区 域
成田国際空港	成田市、富里市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡多古町及び山武郡横芝光町及び芝山町の全域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び成田国際空港の敷地を除く。
東京国際空港 及び 木更津飛行場	木更津市及び君津市の全域。 ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ケ谷市及び白井市のうち別図第 1 に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。

備考 別図第 1 は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別表第 2

名 称	市町村名	区 域
富里工業団地	富里市	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第 2 で示す部分
松尾工業団地	山武市	上横地、松尾町借毛本郷、松尾町下野及び松尾町下之郷のうち別図第 2 で示す部分
芝山工業団地 (木崎地区)	山武郡芝山町	小池のうち別図第 2 で示す部分

備考 別図第 2 は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。



下総飛行場 航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域指定状況
 (基図 地理院地図 (淡色地図)、国土地理院)